

松監事第24号
令和7年8月20日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 村 上 幸 雄

令和6年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年6月3日から令和7年8月19日まで

3 審査の方法

- (1) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	(参考)早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	3.6	3.6	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

5 附帯意見

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、前年度と同様に黒字となっているため、該当なしとなっています。

実質公債費比率は、指標となる3か年平均が、前年度と変わらず3.6%となりました。単年度では実質公債費比率が減少しており、これは、元利償還金の減によるものです。

将来負担比率は、地方債の残高が減少していることに加え、地方債の残高から控除できる地方交付税措置分や基金の現在高の方が大きいことから、前年度に引き続き該当なしとなっています。

以上のとおり、健全化判断比率を構成する4つの項目は、いずれも良好な状態であり、健全財政を維持していることについて敬意を表します。今後、大型公共事業が控えています。中長期的な視点と健全財政の堅持を念頭に、計画行政の推進に努めてください。

また、財政状況が健全であることについては、中核市の平均を示して松本市の状況を説明するなど、市民に対してよりわかりやすい形での情報公開に努めてください。